

令和3年6月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年6月25日（金）午後1時30分～午後3時20分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 10名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員
4番 小松 弘之委員 5番 谷村 眞一委員 6番 西岡 豊委員
7番 川崎 一男委員 8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員
10番 山崎 修委員

4. 欠席委員 なし
5. 事務局 局長 西村 城人 次長 富士原 夏樹

6. 議案 第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更
(農用地区域からの除外) について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 非農地証明願について
第5号議案 令和3年度農業者年金加入推進活動計画
について

その他の件 令和3年度農地パトロールについて
令和3年度農産物直販所視察研修について
農業委員会荒廃農地（耕作放棄地）における
植栽活動について

(開会時刻午後1時30分)

(島巻会長あいさつ)

議長 ただいまから6月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をお願いします。

事務局

はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中10名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。推進委員さんの出席者数は、10名中8名のご出席で、久保利文委員さん・竹崎擴委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について

第2号議案 農地法第3条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 非農地証明願について

第5号議案 令和3年度農業者年金加入推進活動計画について

その他の件

- ・令和3年度農地パトロールについて
- ・令和3年度農産物直販所視察研修について
- ・農業委員会荒廃農地（耕作放棄地）における植栽活動について

の順となっております。

（5月総会以降の農業委員会の活動報告等）

以上で、諸般の報告を終わります。

議長

それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

それでは10番 山崎委員、2番 細川委員にお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用区域からの除外）について議題といたします。この件につきまして産業振興課 三宮氏より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

産業振興課 三宮 第1号議案室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用区域からの除外について）説明させていただきます。これは、農業振興地域の整備に関する法律第13条に基づく農用区域からの除外となります。申請者が さん、場所が元字 乙 番、登記地目は畑、現況の利用状況は山林、地積が1,252㎡となっております。除外後の用途はありません。申請地は申請者が相続する前から50年以上耕作しておらず、現在は竹木が生い茂った山林となっており、今後申請地を耕作する予定もなく、除外後は非農地証明を申請予定となっております。説明は、以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

3番 藤岡 第1号議案室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用区域からの除外）について報告いたします。申請の詳細につきましては、先程の産業振興課の説明のとおりでありまして、私からは特別にございません。現場確認と現況についての報告としますので、よろしく申し上げます。まず所は崎山台地へ上がりまして、 方向に進んでおりますと農免道路との分岐点に至ります。そこの少し下の方の海側にありますが、200m程下がったところに、農業用の貯水池があります。だいたいこの辺りが表示されております という所になります

す。記載されております申請地は、そこからまだ南の方に 200m程林の中を進んでいきますと、その一角に位置しております、現況は山林となっております。山林といたしましても、もう手の付けられないような状態です。そしてこういう状態のところを確認した日は6月15日、申請者の代理人である さん、久保壯一推進委員さん、事務局富士原さん、藤岡の4名で確認に及んでおります。以上よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんより現地調査等の報告がございました。このことについて、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
第1号議案番号1について農用地区域から除外することについて、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第1号議案番号1については、農用地区域から除外することについて承認することに決定致します。
三宮氏は、ここで公務のため退席となります。
ありがとうございます。

(三宮氏退席)

議 長

それでは、続きまして、第2号議案農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、番号1及び番号2について、担当地区委員は同じで、私ですので、事務局より番号1及び番号2について一括で説明を願います。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局

第2号議案農地法第3条許可申請、番号1及び番号2について、事務局より一括にて、説明いたします。
まずは、番号1について説明します。
申請地は吉良川町字 甲 番及び同甲 番です。登記地目、現況地目ともに田となっており、申請面積は59㎡と1375㎡の2筆計1434㎡となっております。本申請は、
さんから、 さんへの売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

事 務 局

続きまして、第2号議案番号2について説明いたします。
申請地は吉良川町字 甲 番、登記地目、現況地目ともに田で、申請面積は290㎡となっております。本申請は、
さんから、 さんへの売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～ 事務局より番号1・2の説明は以上です。

1 番
島 卷

休憩前に引き続き会議を開きます。この2号議案番号1・2につきましては、私の担当地区でございますので、現地調査等の報告を申し上げます。

第2号議案番号1について説明をいたします。本申請の番号1・番号2については、いつも申し上げておりますとおり、吉良川町庄毛地区の県営圃場整備にかかる場所でございます。本年度の8月の刈り入れ終了後に大規模工事にかかる予定でございます。それに伴う、それぞれ所有権の移転等でございます。

番号1につきましては、吉良川小学校から上流へ2 kmくらい道を上ったところに、その場所がございます。西側には西の川を挟んで

がございます。

そして、番号2につきましては、同じく庄毛地区でございます。小学校から農道を1.5 kmくらい上流へ上ったところの、西の川沿いにあるわけでございます。

事務局から報告がありましたとおり、6月22日の午後に久保利文推進委員、私、事務局次長と3名で確認いたしました。何等問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

それでは、担当地区委員からの現地確認の報告がありました。ただいまの番号1・2の説明について、ご意見・ご質問のある方は、お願いいたします。

(な し)

議長 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
第2号議案農地法第3条許可申請番号1について、
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号1について許可することに、決定致します。

議長 長 続きます、第2号議案番号2についてお諮りします。
第2号議案農地法第3条許可申請番号2について、
許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号2について許可することに、決定致します。

議長 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請の件について
議題といたします。こちらの番号1及び番号2についても、借人・
譲受人が同じで、転用する目的の自己住宅も同じであり、担当地区
委員さんも同じであることから、この件につきましては事務局より
一括にて説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事務局

第3号議案農地法第5条許可申請番号1及び番号2について一括で説明いたします。議案書9ページをご覧ください。こちらの番号1及び番号2はこの2つで、1つの住宅建築をするための申請で、番号1の土地は、5条許可申請の使用貸借、番号2の33㎡の部分は、贈与での所有権移転の申請となっています。

申請者の現在のお住まいですが、海岸の近くにお住まいで、南海トラフ巨大地震等にもなう津波浸水地域から移転することや

などが理由で、今回の申請となっております。

おります。

まず番号1について説明します。

申請地は室津字 番、同字 番で、登記地目・現況地目ともに田、面積が359㎡と100㎡の計459㎡で農用地区域ではありません。

こちらの番号1及び番号2は昨年4月に農用地区域からの除外申請を行い、今年の5月に除外が完了しております。

本申請は、 から さんへの自己用住宅建築のための使用貸借権の設定についての転用の申請です。

以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので、別紙調査書に沿って説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

事務局

続きまして、第3号議案農地法第5条許可申請番号2について説明します

申請地は室津字 番で、登記地目は田、現況地目は畑、面積が33㎡で農用地区域ではありません。

本申請は、 さんから

さんへの自己用住宅建築のための所有権移転についての転用の申請です。

以上については、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については別紙調査書のとおりですので、別紙調査書に沿って説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～ 以上で第3号議案番号1及び番号2の説明を終わります。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんより番号1及び番号2について、現地調査等の報告をお願いします。

6番西岡 第3号議案農地法第5条許可申請の番号1・番号2について証言をいたします。内容等につきましては、先程事務局の富士原さんからくわしく説明がございましたので、省かせていただきます。場所につきましては、市道河内線沿いに 集落という所がございます。集落の室戸よりの田の真ん中にございまして、先程事務局からも説明があったように周辺が水田ばかりでございまして、排水については確認しているかと確認したところ、こちらの調査書にもございますようにそれぞれの地区の地主さんまた代表者の方に承諾を得ているということで排水については問題ないだろうという風に考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま番号1・2について担当地区委員さんから現地調査等の報告がございました。この件につきまして、番号1・2を含めてご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。第3号議案番号1農地法第5条許可申請について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって番号1を許可相当として、県へ進達することに決定致します。

議 長 続きます、第3号議案番号2について、お諮りします。許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって番号2についても許可相当とし、県へ進達することに決定致します。

議 長 続きます第4号議案番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。説明の間、休憩します。

事務局 第4号議案番号1非農地証明願について説明いたします。申請地は、室戸岬町字 番 で登記地目は田、現況地目は宅地となっています。面積が303㎡で、農用地区域外です。
さんの所有地です。

申請理由ですが、昭和63年頃に隣接の 番 に倉庫が建設されその敷地の一部としてコンクリート敷きの進入及び駐車スペースになっていることから現状は宅地化しており、農地への復旧が困難となっています。申請者は 申請地が農地であったという認識もなかったとのことです。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの現地確認等の報告をお願いいたします。

5番 第4号議案番号1非農地証明願について証言します。6月15日、
谷村 午後3時に事務局の富士原さん、推進委員の中島さん、所有者の
さんと私の4人で現地を確認しました。この場所は、 の谷と
もう少し東寄りに行ったら の間くらいにあって、山側の土地で
す。この場所は現地を確認したところ倉庫というより車庫みたいにな
っており、その前の方は大きな広場でそこはコンクリートをきれ
いに張って舗装しているので、もう農地としては、無理ですので、
よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当地区委員さんより現地調査等の報告
がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方は願
いいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。第4号議案非農地証明願番号1について、非農地と証明することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって番号1については、非農地として証明をすることに決定致します。

議 長 続きますして第4号議案番号2 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をお願いします。説明の間、休憩します。

事 務 局 第4号議案番号2非農地証明願について説明いたします。申請地は、浮津三番町字 番 で登記地目は田、現況地目は宅地となっています。面積が250㎡で、農用地区域外です。

さんの所有地です。

申請理由ですが、25年以上前から駐車場として使用しており、農地への復旧が困難となっています。

事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。番号2について担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いいたします。

3 番 第4号議案非農地証明願の2番について報告します。なお、申請の
藤 岡 詳細等については、先程の事務局説明のとおりであり、ただこの申請をするのに登記上の手順がちょっとぬかった点がありますが、それは、すべて処理をして、必要書類をつけて申請しておりますので問題ないと思います。場所は、 から北、山側の方ですが、30m足らず行きましたら4差路に至りまして、そこの北の角に位置しております。状況は、先程事務局が説明したとおりの現状、駐車場として使用しております。農地への復旧は困難と判断しました。以上です。よろしく申し上げます。6月15日申請者、久保壯一推進委員さん、事務局富士原さんと藤岡の4人で確認に至っております。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員さんより番号2についての現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いをいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。第4号議案非農地証明願番号2について、非農地と証明することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号2については非農地として証明をすることに決定致します。

議 長 続きますして第4号議案 番号3・番号4でございますが、現地も隣接しておりますし、担当地区委員さんも同一でございます。よって番号3・4について、一括して事務局より説明を行い、担当地区委員さんより現地調査の報告を一括で願いまして、採決については番号3及び番号4をそれぞれ採決いたします。それでは、番号3・4について事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事 務 局 第4号議案番号3及び4について一括で説明させていただきます。
申請地は吉良川町字 乙 番 で登記地目は田、現況は原野となっています。面積が229㎡で農用地区域外です。

さんの所有地です。申請理由ですが、昭和57年7月に相続したときから40年近く、耕作しておらず、現在は原野となって草木が生い茂り、農地への復旧が困難となっているとのことです。

事 務 局 続きますして、第4号議案番号4 非農地証明願について、続けて説明させていただきます。申請地は、吉良川町字 乙 番 で、登記地目は田、現況は原野となっています。面積が269㎡で、農用地区域外です。 さんの所有地です。

申請理由ですが、先程説明しました番号3と同じ理由です。
場所もほとんど同じですが、番号3の さんと番号4の さんはご兄弟で、相続した年も同じであり、今回の申請も非農地証明後、こちらの土地を購入したい人がいるとのことで、申請をされているとのことです。事務局より番号3・番号4の説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。たたいま事務局より、第4号議案番号3・番号4について、説明がございました。関係担当地区委員さんより番号3、番号4について、現地調査等の報告を続けてお願いします。

4 番 第4号議案 非農地証明願の番号3及び番号4について証言します。
小 松 証明願の理由等につきましては、事務局から報告いただきましたので、説明は、省かせていただきます。

私の方からは、申請地の場所の報告を行います。また、番号3と番号4は、場所もほぼ同じところがございますので、一括で説明させていただきます。

6月17日午後1時30分、推進委員の海老川さん、代理人の
さん、事務局の富士原さんと私の4人で現地を確認してきました。番号3及び番号4の場所は、国道55号線の吉良川西の橋の西詰を北へ5mくらい行き、そこから西へ30mくらい行き、そこへ西山へ通る道を10mくらい行き、そこから西へ40mくらい行ったところに申請地があります。番号3、番号4については、現況は草木が生い茂り、農地に復旧することは、困難と思われるので、審議の方をよろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員さんより、番号3・番号4について、現地調査等の報告がございました。この件について番号3・番号4どちらでも、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。第4号議案非農地証明願番号3について、非農地と証明することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第4号議案番号3については、非農地として証明をすることに決定致します。

議 長 続きましてお諮りします。第4号議案非農地証明願番号4について、非農地と証明することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第4号議案番号4については、非農地として証明をすることに決定致します。

議 長 続きまして第4号議案番号5非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をお願いします。
説明の間、休憩します。

事務局 第4号議案番号5非農地証明願について説明いたします。申請地は、室津字 番、同 番、同 番で登記地目はそれぞれ畑、現況地目は宅地となっています。面積が138㎡と102㎡と59㎡の3筆計299㎡で、農用地区域外です。こちらも令和2年の1月総会で農用地区域からの除外の申請があり、総会で承認され、今年の5月に除外が完了しているところで、 さんの所有地です。

申請理由ですが、昔は、牛舎や果樹の木があった場所ですが 60 年程前から畑として使用されておらず、主に駐車場として使用していたため、今後も農地への復旧が困難となっています。

事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

6 番 西 岡 非農地証明願の番号 5 について証言いたします。内容等につきましては先程事務局富士原さんより説明がございましたので、省略をさせていただきます。場所につきましては、市道河内線沿いに という集落がございます。 があったところから手前約 30 m くらいの市道線沿いにこの場所がございます。現場確認につきましては 6 月 21 日、久保壯一推進委員、申請者代理人の さん、事務局富士原さんと私の 4 名で現場を確認し、内容については、先程事務局から報告されたとおりでございますので、農地への復旧は難しいであろうと確認しておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員さんより番号 5 についての現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。第 4 号議案非農地証明願番号 5 について、非農地と証明することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号5を非農地として証明をすることに決定致します。
- 議 長 続きますして第4号議案番号6 非農地証明願の件について議題と
いたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。
- 事 務 局 第4号議案番号6非農地証明願について説明いたします。申請地は、
吉良川町字 乙 番で登記地目は田、現況地目は宅地と
なっています。面積が290㎡で、農用地区域外です。
さんの所有地です。
申請理由ですが、20年以上前から土地を嵩上げて駐車場として
使用していたため、農地への復旧が困難となっています。事務局よ
り説明は以上です。
- 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、
説明がございました。番号6についても担当地区委員は私ですので
説明します。
- 1 番 第4号議案番号6について説明いたします。吉良川町 とい
島 巻 うところは、吉良川の西の川沿いでもございまして、国道55号から
県道を kmくらい上流に という集落がございまして。その
集落の入り口に位置するところにその場所がございまして。6月22

日に事務局次長、久保利文推進委員、申請者と私の4人で現地確認を行っております。この場所は元々田でございましたが、現状元の田から3m以上嵩上げをしております。そして隣接してその隣には、申請者の住宅がございます。現在、住宅と一体して駐車場として使用しているところでございます。22日に確認いたしましたところ、農地への復旧困難と認めます。以上よろしくお願いたします。

議 長 担当地区委員より番号6についての現地調査等の報告を行いました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願をいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
第4号議案番号6について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願します。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号6は非農地として証明をすることに決定致します。

議 長 続きまして第4号議案番号7 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事務局 第4号議案番号7非農地証明願について説明いたします。申請地は、室戸岬町字 番で登記地目は田、現況地目は原野となっています。面積が1156㎡で、農用地区域外です。

さんの所有地です。

こちらの申請地も、昨年6月総会で農用地区域からの除外の申請をされ、総会で承認後、今年の5月に県の同意を受けて、除外が完了しております。

申請理由ですが、40年以上耕作しておらず、現在は原野になっており、農地への復旧が困難となっています。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。番号7について担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いいたします。

5 番 第4号議案非農地証明願番号7について証言します。6月15日午後3
谷 村 時半に事務局富士原さん、推進委員の中島さん、私と申請者代理人の
さんと4人で現地を確認しました。場所は、 の西から旧道へ
入る道の橋の手前を左側に川の方へ向いて突き当たって行って、その
道を行ったら川へ突き当たります。その橋を渡って突き当たった上
がその場所です。その場所を確認したところ大きな木がたくさん生え
ていて、農地に復旧は困難と思われるので、審議の程をよろしく
お願いします。

議長 ありがとうございます。担当地区委員さんより番号7についての、
現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問
のある方はお願いをいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
第4号議案番号7について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。
ます。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号7について非農地として証明をすることに決定致します。

議 長 続きます、第5号議案 令和3年度農業者年金加入推進活動計画について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事 務 局 資料1の令和3年度農業者年金推進活動計画についてご覧ください。
農業委員会はお案内のとおり農業者年金の推進を活動の中の重要なものと位置付けております。農業者さんのなかで、こういう制度があったのに知らなかったということがないように、これからも啓発をしていきたいと思っております。資料の内容については、今年度は、11月の総会の時に、農業者年金制度の研修を予定しており、また、昨年同様広報むろとや農業委員会だよりで、お知らせをしていきたいと考えております。
また、今年度も昨年に続きまして、加入推進部長の方を島巻会長に引き受けていただき、活動していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。事務局より説明は以上です。

議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま事務局から説明がございました。この5号議案については、県の農業会議が資料の1ページから3ページについて今年度の活動計画を定めております。それを受けて、県内各市町村の農業委員会も活動計画を作って活動していく訳です。コロナの影響で活発な活動ができませんが、本日の総会で会長の私が推進部長になって、農業委員・推進委員一丸となつての資料の計画に基づいて活動していくということについて、何か質問はございませんか。

(なし)

議長 長 特にないようでございます。また、資料を見て、何かあれば事務局の方まで助言をいただけたらと思います。それでは、資料1に基づき室戸市農業委員会が活動していくことに承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 ありがとうございます。
それでは第5号議案について、承認し資料1の計画案のとおり活動していくことに決定致します。

議長 長 続きましてその他の件①令和3年度農地パトロールに(全体パトロール)について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の件①令和3年度農地パトロールについて説明いたします。

(資料2の説明)～

事務局より説明は以上です。

議長 事務局よりその他の件①について説明がございました。
この件について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(意見交換)

議長 その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。
ないようでございますのでお諮りします。
ただいまの審議内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。ご承認いただきました。
それでは、その他の件 令和3年度農地パトロール(全体パトロール)については、役員会の協議結果のとおりとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長 続きまして、その他の件②令和3年度農産物直販所視察研修について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。

事務局 その他の件②について説明いたします。

（資料3の説明）～
事務局より説明は以上です。

議長 事務局より議題②について説明がございました。ご質問はありませんか。何かございませんか。

（意見交換）

議長 その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。
無いようでございますのでお諮りします。
ただいまの協議内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 ありがとうございます。ご承認いただきました。
それでは、その他の件②令和3年度農産物直販所視察研修につきましては、今年度は中止とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議長 続きまして、その他の件③農業委員会荒廃農地（耕作放棄地）における植栽活動について議題といたします。
4月の市長との意見交換会のときに中島委員さんよりご提案頂いたことについて、我々農業委員会ができることについて検討していきたいと考えますが、この件につきまして、中島委員さんより、ご助言いただけたらと思います。中島委員さんお願いいたします。

中島推進委員 植栽活動について主体を持つのは、予算化するのはどこなのか。我々と協力関係を結ぶのはどこなのか。休耕地についても自分の担当地区ならわかりますが、他の地区(佐喜浜町から羽根町まで)で、国道沿いにはどのくらい、休耕地で菜の花を植えるような良いところがあるのか、というようなことも拾い出す必要があると思います。全体に広げていくと、一地区だけでなく、そういうことをどう取り組むか、というところを調べないといけないのではと考えます。

議 長 はい、ありがとうございます。川崎委員からもいいことだご意見をもらっております。事務局からもこのことについて相談があり、何か農業委員会でできることはないか検討し、観光部局がどういう事業をしているか調べて次の総会を出して、その中で検討していくという方向で論議をしていきたいと思います。

中島推進委員 農業委員会として協力できる範囲、どうしても地区を指定したらその担当地区の委員さんだけに負担が来てしまうようになるので、そうなると、担当地区の委員さんの個人次第になってしまうので、継続してやれる体制づくりや協力関係、その協力関係機関の拾い出し、作業するための機械の関係とか、経費面、労力をどうやって提供していくのかなど、検討していく必要があります。

議 長 中島委員さんが言われたことについて、事務局でこの事業について、予算等も含めて、できる限り調べてもらって、その資料の中で検討していきたいと思います。

中島推進委員 まず、菜の花を植えてもいいような土地をまず各委員で持ち寄って、取り組んでみた方がいいのではないのでしょうか。どれくらいの面積になるのかなどについて、検討していけたらと思います。

議 長 はい、ご意見ありがとうございます。では一度事務局の方で、今回の事業について、委員さんのご意見もふまえて、調べて資料として作成したものを、次回の総会で検討していきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事務局 (その他の事務連絡)

議 長 他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を谷村代理にお願いいたします。

(谷村職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後3時20分)